

専決処分書

北上地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和3年6月30日

北上地区消防組合

管理者 北上市長

管理者署名

北上地区消防組合条例第5号

北上地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

北上地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

北上地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和49年北上地区消防組合条例第8号）の一部を改正する。

改正前				改正後			
別表				別表			
種 別		区分	支給額	種 別		区分	支給額
[略]		[略]	[略]	[略]		[略]	[略]
救急業務手当	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第8項に掲げる感染症の患者若しくは疑いのある患者の救護や付着物件の処理作業にあたる救急業務	[略]	[略]	救急業務手当	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第8項に掲げる感染症又は <u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナ属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）</u> の患者若しくは疑いのある患者の救護や付着物件の処理作業にあたる救急業務	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和3年6月1日から適用する。

この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和3年6月30日

北上地区消防組合

管理者 北上市長 高橋敏彦